

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号イに規定する講習(以下「駐車監視員資格者講習」という。)を次のとおり実施します。

平成22年8月31日

佐賀県公安委員会

委員長 山口 久美子

1 駐車監視員資格者講習の期日及び場所

(1) 期日

ア 講習

平成22年10月14日(木)及び平成22年10月15日(金)の2日間(両日とも午前9時から午後5時30分まで)

イ 修了考査

平成22年10月22日(金)(午前9時から正午まで)

なお、受付時間は、前記ア及びイの期間中いずれも午前8時30分から午前8時55分までとします。

(2) 場所

佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部2階 意見の聴取室

2 受講手続等

(1) 受講の申込み期間

平成22年8月31日(火)から平成22年9月30日(木)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

(2) 受講申込みに必要な書類等

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通

イ 写真 1枚(講習申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの

もの)

(3) 受講申込書の提出先及び提出方法

佐賀県警察本部交通部交通指導課(佐賀市松原一丁目1番16号)へ持参してください。

なお、郵送による提出は受け付けません。

(4) 受講手数料及び納付方法

ア 受講手数料

19,000 円

イ 納付方法

受講手数料は、受講申込書の提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。

なお、納付された受講手数料は、返還しません。

3 駐車監視員資格者講習修了証明書の交付

(1) 時期

修了考査後

(2) 対象

修了考査合格者に対して、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付します。

4 問い合わせ先

佐賀県警察本部交通部交通指導課(電話番号 0952-24-1111 内線 5156 又は 5157)